

# 華誠の法務ニュースレター

2025年6月 第46号

## 華誠の動向

華誠、2025年 IAM Patent 1000 に再び選出 — 所属エキスパートが多数ランクイン  
華誠、2025年度 Benchmark Litigation 中国争議解決ランキングに再び選出

## 法律の動向

市場監督管理総局、『個人事業者登記管理規定』を公布  
司法部、『中華人民共和国商事調停条例』についての意見募集を実施

## サイバーセキュリティとデータ保護

8部門、『自動車データ越境安全指針（2025年版）』の意見募集を開始  
市場監督管理総局、『ネット取引プラットフォーム規則監督管理弁法』の意見募集を開始  
全国网络安全標準化技術委員会、個人情報保護コンプライアンス監査要件などを公表

## 独占と競争

国家市場監督管理総局、『独占的合意の禁止規定』改正案の意見募集を開始



## 華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は400名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの榮譽を獲得しました。

## 華誠法律事務所の紹介

華誠法律事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の涉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers and Partners、The Legal 500等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀律師事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市涉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

## 華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常ファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

### 連絡先

#### 上海事務所：

上海市徐匯区長楽路989号世紀商貿広場26階  
郵便番号：200031  
電話：(86-21)5292-1111；(86-21)6350-0777  
ファックス：(86-21)5292-1001；(86-21)6272-6366  
E-mail: mail@watsonband.com;  
mailip@watsonband.com

Webサイト：www.watsonband.com

#### 北京事務所：

北京市東城区朝陽門北大街8号富華ビルDブロック5C  
郵便番号：100027  
電話：(86-10)66256025  
ファックス：(86-10)66256025-800  
E-mail: beijing@watsonband.com  
mailip@watsonband.com

#### ハルビン事務所：

ハルビン市道里区西八道街37号馬迪ルビル18階A2室  
郵便番号：150010  
電話：(+86)13936251391  
E-mail: harbin@watsonband.com

#### 甘肅事務所：

甘肅省蘭州市雁南路279号208室  
郵便番号：730000  
E-mail: gansu@watsonband.com

#### 煙台事務所：

山東省煙台市芝罘区通世南路東和科技园B3-703室 丁：  
264000  
電話：0535-4104160  
E-mail: yantai@watsonband.com

#### 広州事務所：

広東省広州市天河区華夏路28号富力盈信ビル15階1507番室  
電話：020-85647039  
E-mail: xuefeng.xie@watson-band.com.cn

#### 鄭州事務所：

鄭州市鄭東新区金水東路88号1号棟7階706号  
電話：0371-86569881

#### 蘇州事務所：

蘇州市姑蘇区広済南路369号蘇州華貿センター1301室です  
電話：0512-68431110

#### 成都事務所：

成都市高新区天府二街269号27棟20階2001号  
電話：+86-13398190635



# 今期の内容

## 華誠の動向

- 華誠、2025年 IAM Patent 1000 に再び選出 — 所属エキスパートが多数ランクイン ……4
- 華誠、2025年度 Benchmark Litigation 中国争議解決ランキングに再び選出 ……4

## 法律の動向

- 市場監督管理総局、『個人事業者登記管理規定』を公布 ……6
- 司法部、『中華人民共和国商事調停条例』についての意見募集を実施 ……6

## サイバーセキュリティとデータ保護

- 8部門、『自動車データ越境安全指針（2025年版）』の意見募集を開始 ……8
- 市場監督管理総局、『ネット取引プラットフォーム規則監督管理弁法』の意見募集を開始 ……8
- 全国网络安全標準化技術委員会、個人情報保護コンプライアンス監査要件などを公表 ……8

## 独占と競争

- 国家市場監督管理総局、『独占的合意の禁止規定』改正案の意見募集を開始 ……9

### 法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な情況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

## 華誠、2025年 IAM Patent 1000 に再び選出 — 所属エキスパートが多数ランクイン

このほど、世界的な知的財産専門誌 IAM (Intellectual Asset Management) が正式に発表した2025年版「IAM Patent 1000」において、華誠が再び高い評価を獲得した。長年にわたり業界で培ってきた高い評価に加え、過去1年間における傑出した実績と専門性が認められたものであり、「特許出願」および「特許訴訟」の主要2分野で、昨年に引き続き上位の評価を維持した。

また、華誠の特許チームから5名のエキスパートが個人ランキングに選出された。特許訴訟分野ではシニアパートナーの黄剣国弁護士、シニアパートナーの張黎明弁護士、パートナーの張玥弁護士が名を連ねた。特許出願分野では、代理公司総経理の肖華博士と副総経理の徐穎聡氏が再び選出された。

## 華誠、2025年度 Benchmark Litigation 中国争議解決ランキングに再び選出

2025年6月3日、国際的な法律評価機関である Benchmark Litigation は、「2025年度中国紛争解決ランキング」を発表した。華誠は、紛争解決分野における長年の専門性、傑出した実績、そして高い評価が認められ、本年度の「上海市 知的財産分野」において再び「Tier 2」にランクインした。また、当事務所の管理委員会秘書長兼シニアパートナーである劉一舟弁護士も、同分野において「Dispute Resolution Star (紛争解決の星)」に再び選出された。今回の受賞は、5月初旬に発表された「2025年度 Benchmark Litigation アジア太平洋紛争解決ランキング」の知的財産分野における推奨に続くものである。これにより華誠は、中国国内のランキングにおいても同分野をリードする法律事務所として、改めて高い評価を獲得したことが示されている。

Benchmark Litigation は、2008年に米国およびカナダの紛争解決市場を対象とする媒体として創刊された。2018年より調査範囲をアジア太平洋地域へ拡大し、2021年には中国の主要な省・市の法務市場に特化した地域ガイド『Benchmark Litigation 中国』の初版を発行している。

## 市場監督管理総局、『個人事業者登記管理規定』を公布

6月16日、中国国家市場監督管理総局は『個人事業者登記管理規定』（以下『規定』）を公布した。本規定は7月15日より施行される。

『規定』は、業務上の職責、登記ルールの詳細化と整備、登記サービスの最適化、退出制度の健全化などを定めるものである。登記ルールの詳細化と整備に関しては、『規定』の中で個人事業者の登記管轄が明確化された。個人事業者は、その経営場所の所在地を管轄する登記機関に設立登記を申請しなければならない。一方、インターネット上のみで経営活動を行うプラットフォーム内の事業者が個人事業者として登記を申請する場合、経営者の住所地を管轄する登記機関に設立登記を申請しなければならない。同時に、個人事業者の住所および経営場所に関する登記ルールも詳細化された。個人事業者は、その登記機関の管轄区域内において、一つまたは複数の実体のある経営場所を登記できる。管轄区域外で、法令に基づき登記が必要な経営活動に従事する場合は、別途、個人事業者として設立登記を行わなければならない。インターネット上のみで経営活動を行うプラットフォーム内の事業者は、電子商取引プラットフォームが提供するネットワーク上の経営場所を、経営場所として登記できる。

（出典：国家市場監督管理総局）

## 司法部、『中華人民共和国商事調停条例』についての意見募集を実施

5月28日、司法部は関係部門と共同で『中華人民共和国商事調停条例（公開意見募集稿）』（以下「意見募集稿」）を起草し、社会から広く意見を募集するパブリックコメントを開始した。なお、意見の募集はすでに終了した。

『意見募集稿』の主な内容は以下の通りである。

- 第一に、本条例の適用範囲を明確にすること。
- 第二に、関係各方面の職責を定めること。
- 第三に、商事調停機関および商事調停員に関する要件を明示すること。
- 第四に、商事調停活動の運営を規範化すること。
- 第五に、対外的な商事調停の発展を支援することである。

特に、渉外商事調停の発展支援に関して、『意見募集稿』は商事調停機関が国際的な競争力を高め、渉外商事調停活動を展開し、海外に業務拠点を設立することを後押しする方針を示している。國務院の承認により設立された自由貿易試験区および海南自由貿易港においては、海外の商事調停機関が国の関連規定に基づき業務拠点を設立することを認めるとしている。商事調停機関は、専門的影響力および社会的信頼性を持つ外国籍の商事調停員を任用できる。また、粵港澳大湾区における商事調停のルール・制度の連携も支援する方針である。

（出典：司法部）



## 8 部門、『自動車データ越境安全指針（2025年版）』の意見募集を開始

6月16日、工業・情報化部など8部門は、共同で『自動車データ越境安全指針（2025年版）（意見募集稿）』（以下『意見募集稿』）を起草し、社会から広く意見を募集するパブリックコメントを開始した。意見の提出期限は7月13日である。

『意見募集稿』は、自動車データの越境移転に関する3つの主要なルールを明確化する方針を示すとともに、データ越境安全評価の申告、個人情報越境標準契約の締結、個人情報保護認証の取得が免除される9つのケースを提示している。さらに、自動運転やネットワーク接続運行など6つの主要な事業シナリオにおいて、データ越境安全評価の申告が必要となる重要データの類型と判定基準を詳細化した。また、従来に関連規定に加え、「セキュリティ脆弱性の修正のため、自動車データ処理者が『ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性管理規定』の要求に基づき、すでに工業・情報化部に報告した脆弱性に関するデータ」など、3つの免除シナリオを新たに追加している。

（出典：工業・情報化部）

## 全国网络安全標準化技術委員会、個人情報保護コンプライアンス監査要件などを公表

このほど、全国网络安全標準化技術委員会は、『サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン——個人情報保護コンプライアンス監査要件』（以下『ガイドライン』）および『サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン——個人情報保護コンプライアンス監査 専門機関のサービス能力要件』を策定した。

『ガイドライン』は、個人情報保護コンプライアンス監査の原則を示し、監査全体の要件、実施プロセス、内容および方法を定めている。本ガイドラインは、個人情報取扱事業者および専門機関が実施する個人情報保護コンプライアンス監査活動に適用される。

『ガイドライン』は、専門機関が監査を実施する場合、「個人情報保護コンプライアンス監査を他の機関に再委託してはならない」などの条件を満たすべきであると明確にしている。また、個人情報取扱事業者が自ら監査を実施する場合については、「100万人以上の個人情報を扱う個人情報取扱事業者は、個人情報保護責任者を指定し、自社の個人情報保護コンプライアンス監査業務を担当させなければならない」といった要件を定めている。

（出典：全国网络安全標準化技術委員会）

## 国家市場監督管理総局、『独占的合意の禁止規定』改正案の意見募集を開始

6月4日、国家市場監督管理総局は『独占的合意の禁止規定（改正草案意見募集稿）』（以下『意見募集稿』）を起草し、社会から広く意見を募集するパブリックコメントを開始した。意見の提出期限は2025年7月3日である。

『意見募集稿』は、第17条の修正および第18条の新設により、事業者が満たすべき市場シェア基準やその他の条件を詳細化し、証拠資料、審査手続、法的結果を明確化するものである。主な内容は以下の通りである。

1. 事業者が満たすべき市場シェア基準の明確化
2. 事業者が満たすべきその他の条件の明確化
3. 「セーフハーバー」の適用除外となるケースの明確化
4. 立証責任と資料要件の明確化
5. 審査手続と法的結果の明確化

また、さまざまな種類の垂直的カルテル（縦方向の協定）については、それが引き起こしうる競争上の損害の程度に応じて、それぞれに対応する市場シェアの閾値を設定し、法執行の厳格さに差異を設けることを示している。

（出典：国家市場監督管理総局）